

## 平成29年度(2017)社会福祉法人の社会福祉充実計画について

昨年改正された社会福祉法により、平成29年度(2017)から、全ての社会福祉法人は、厚生労働省が示した計算方法で、決算時に保有する財産から事業運営に必要な財産を控除し、再投下可能な財産として「社会福祉充実残額」(以下、「充実残額」という。)を算定することとなりました。

算定の結果、充実残額を生じた法人は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順番でその活用策を検討し、新規事業の開設又は既存事業の充実を図る計画として、社会福祉充実計画(原則は5年計画で10年まで延長可能)を策定し、その実施費用に充実残額を充てることとされています。

充実残額を生じた法人は、この計画により、効果的かつ計画的に充実残額を社会に還元していくこととなります。

出雲市が所管する社会福祉法人について、平成29年度(2017)社会福祉充実計画の策定状況は以下のとおりです。

### 1 計画策定法人数

6法人 / 51法人(出雲市の所管法人数) 11.8%

### 2 計画策定法人及び充実残額、主な実施事業

法人名	静和会	恵寿会	やすらぎ福祉会	JAIずも福祉会	きづき会	まほろばの郷
住 所	大津町	神西沖町	大津町	今市町	大社町	大社町
経営する 主な施設	特別養護老人ホーム、 老人デイサービス等	障がい者支援施設、 特別養護老人ホーム、 保育所等	老人デイサービス事業	老人デイサービス事 業、老人居宅介護等事 業等	特別養護老人ホーム、 グループホーム等	軽費老人ホーム、 老人居宅介護等事業
社会福祉 充実残額	118,600千円	722,550千円	11,910千円	422,850千円	207,000千円	97,970千円
計画年数	H29~H33(5年)	H29~H31(3年)	H29~H38(10年)	H29~H33(5年)	H29~H33(5年)	H29~H33(5年)
主な実施 事業	・職員処遇改善(給与 改善) ・施設改修(多床室プ ライバシー保護) など	・施設整備(特別養護 老人ホームの移転)	・施設整備(デイサー ビス事業H29増築、 H38建替)	・職員育成・処遇改善 (資格講習助成・給与 改善) ・施設改修(デイサー ビス事業)など	・施設整備(デイサー ビス事業) ・設備整備(電動ベッ ド、リフト等) など	・設備整備(個浴槽増 設・電動ベッド等) ・職員処遇改善(研 修、仮眠のための研 修棟建設) など

※社会福祉充実計画は、独立行政法人福祉医療機構が運営するサイト「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」でご覧いただくことができます。

## 【参 考】

社会福祉残額の計算方法は、以下のとおりです。

$$\text{「①活用可能な財産」} - \text{「②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」} \\ - \text{「③再取得に必要な財産」} - \text{「④必要な運転資金」} = \text{社会福祉充実残額}$$

ただし、「③再取得に必要な財産」 + 「④必要な運転資金」 < 年間事業活動支出となる法人にあつては、「①活用可能な財産」 - 「②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産」 - 年間事業活動支出 = 社会福祉充実残額とする計算の特例があります。

### ※用語

#### ①活用可能な財産

貸借対照表の「資産」 - 「負債」 - 「資本金」 - 「国庫補助金等特別積立金」

#### ②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

事業対象不動産等に係る貸借対照表価額をもとに算定

#### ③再取得に必要な財産

「将来の建替に必要な費用」 + 「建替までの間の大規模改修に必要な費用」 + 「設備・車両等の更新に必要な費用」

#### ④必要な運転資金

年間事業活動支出（事業実施のための支出費用で施設整備費や積立金を含まない）の3か月分